

## 大府市上下水道事業告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和8年3月17日から2週間、大府市水道部水道経営課事務室において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

大府市長 岡村 秀人

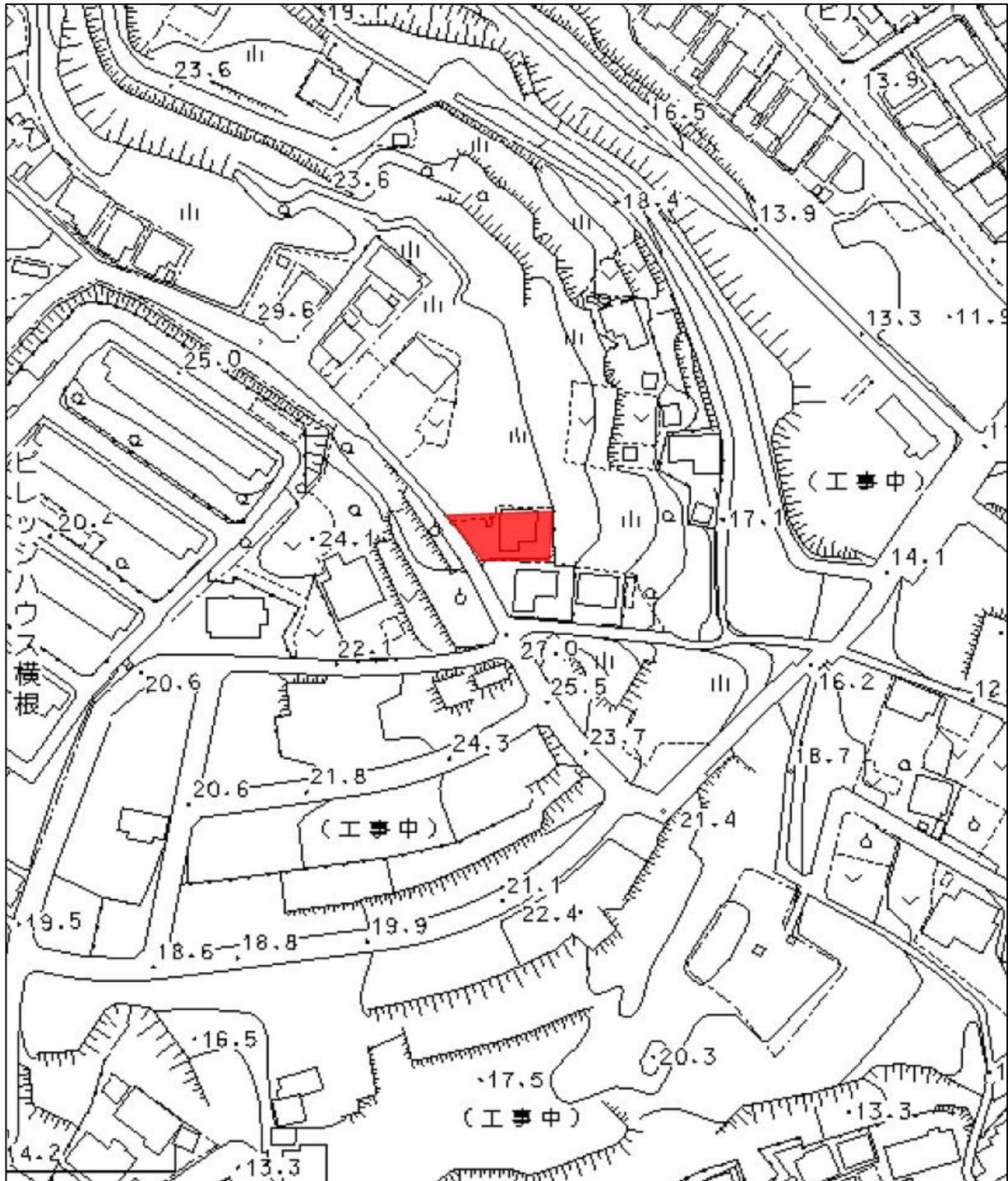
### 記

1. 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日  
令和8年4月1日
2. 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
横根処理分区  

横根町平子の一部区域
------------
3. 供用を開始する排水施設の位置  
別添図面のとおり
4. 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式
5. 終末処理場の位置及び名称  
刈谷市衣崎町2丁目20番地  
境川浄化センター

横根処理分区

- ・横根町平子の一部区域



7知建第2862号  
令和7年12月18日

大府市公共下水道管理者  
大府市長 岡村 秀人 殿

流域下水道管理者  
愛知県知事 大村 秀章



流域下水道の使用協議について（回答）

令和7年12月15日付け7大水工第796号の協議については、協議書のとおり承認します。

担 当 知立建設事務所都市施設整備課  
下水道管理グループ（岡田）  
電 話 0566-82-6485  
F A X 0566-82-3226  
メー ル chiryu-kensetsu@pref. aichi. lg. jp



# 公共下水道供用（下水の処理）開始関係図面の縦覧

1 供用（下水の処理）を開始する年月日

**令和8年4月1日**

2 供用（下水の処理）を開始する区域

横根処理分区

3 縦覧期間

**令和8年3月17日（火）**

**～令和8年3月31日（火）**

**※土日祝を除く**

午前9時～午後5時

4 縦覧場所

大府市役所 水道部 水道経営課



## 公共下水道供用開始関係図面縦覧者名簿

月	日	氏名	住所	備考

## 公共下水道供用開始関係図面縦覧者名簿

月	日	氏名	住所	備考

## 公共下水道供用開始関係図面縦覧者名簿

月	日	氏名	住所	備考

## 公共下水道供用開始関係図面縦覧者名簿

月	日	氏名	住所	備考

## 公共下水道供用開始関係図面縦覧者名簿

月	日	氏名	住所	備考